

京情審答申第85号
平成25年2月20日

京都府知事
山田啓二様

京都府情報公開審査会
会長 山本克己

公文書非公開決定（不存在等）に係る異議申立てに対する
決定について（答申）

平成24年11月7日付け4政第168号で諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件事案について、実施機関が非公開（不存在）とした判断は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 平成24年7月5日、異議申立人は、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第4条の規定により、京都府知事（以下「実施機関」という。）に対し、「情報公開条例や個人情報保護条例などの条例による規制が、同様の国の法律である情報公開法や個人情報保護法が施行されて以後はその効力を失い、条例による規制が法律に移行することがわかる書類全て」（以下「本件公文書」という。）を内容とする公文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 平成24年7月12日、実施機関は、公文書非公開（不存在）決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、同日、異議申立人に公文書非公開決定通知書（不存在等）を送付した。
- 3 平成24年7月14日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。
- 4 平成24年11月7日、実施機関は、情報公開条例第17条の規定により、京都府情報公開審査会（以下「審査会」という。）に本件申立てに対する決定について諮問した。

第3 本件申立ての趣旨

本件申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるといものである。

第4 異議申立人の主張の要旨

異議申立人が異議申立書及び意見書において述べている主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 「個人情報保護法が成立して以降京都府個人情報保護条例においては、条例は二重に規制をかけないとの決まりがあるため、その運用は全て個人情報保護法に基づいて行う必要がある」との説示があった。
- 2 法律と条例の解釈を説示する以上、条例と法律との整合性等の解釈に関わる関連文書が存在しないとは考えられない。

- 3 公開を求めている文書は職務上作成及び取得した情報であり、組織的に用いられている文書である。

第5 実施機関の説明の要旨

実施機関の理由説明書及び審査会での職員による口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

- 1 異議申立人が異議申立書においていう個人情報保護法とは個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）と、情報公開法とは、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）と解する。
- 2 日本国憲法第94条で定められているとおり、条例は法律の範囲内において定められなければならない。しかし、法令による規制と別目的であれば、条例で規制をすることが可能であり、目的が法令と同一であっても、対象や範囲が異なるなど法律に反しなければ、法律の制定により条例が効力を失うということはない。
- 3 個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法では、それぞれ個人情報取扱事業者及び行政機関における個人情報の適切な取扱いと個人情報の開示等の制度を定めているが、この個人情報取扱事業者及び行政機関には、地方公共団体は含まれていない。
一方、京都府の機関を対象とする京都府個人情報保護条例（平成8年京都府条例第1号。以下「個人情報保護条例」という。）では京都府の機関を対象としており、個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法とは対象とする範囲が異なる。
- 4 事業者における個人情報の適切な取扱いについて、事業者を限定しない個人情報保護条例に対し、個人情報保護法では保有する個人情報によって識別される個人の数によって事業者を限定している。両者の範囲には重なる部分があるといえるが、個人情報保護条例の内容は、個人情報保護法の規定に反するものではなく、無効なものではない。
- 5 情報公開法は、国の機関に対して責務を課しているが、情報公開条例は京都府の機関に対して責務を課しており、対象とする範囲が異なる。

1から5までの理由により、「情報公開条例や個人情報保護条例などの条例による規制が、同様の国の法律である情報公開法や個人情報保護法が施行されて以後はその効力を失う」とはいえないと考えている。し

たがって、「条例による規制が法律に移行することがわかる書類」は保有していない。

なお、個人情報保護条例及び情報公開条例の運用に当たって参考としている「個人情報保護事務の手引」及び「情報公開事務の手引」にもそのような記載はない。

第6 審査会の判断理由

1 本件公文書について

異議申立書及び意見書から、異議申立人が公開を求めているものは、情報公開条例や個人情報保護条例などの条例による規制が、同様の国の法律である情報公開法や個人情報保護法が施行されて以後はその効力を失い、条例による規制が法律に移行することがわかる文書であると考えられる。

2 本件処分に関する具体的な判断及びその理由について

異議申立人は、条例は二重に規制をかけないとの決まりがあり、個人情報保護法が成立して以降は、運用を個人情報保護条例ではなく個人情報保護法に基づいて行う必要があると説明があったことを考えると、条例と法律の整合性を確保するための文書が存在する旨を主張している。

確かに、条例は、法律の範囲内において定めなければならない。

しかし、行政機関個人情報保護法及び情報公開法は、国が保有する情報や文書の公開に関する制度を定めたものであり、一方、個人情報保護条例及び情報公開条例は、京都府が保有する個人情報の保護や保有する情報や文書の公開に関する制度を定めたものである。制度の対象が異なるため、行政機関個人情報保護法及び個人情報保護条例の関係並びに情報公開法及び情報公開条例の関係において、これらの条例がこれらの法律に反しているということはない。

また、個人情報保護法と個人情報保護条例では、事業者の個人情報の取扱いについて重なる部分があるが、個人情報保護法第11条において、地方公共団体は、その保有する個人情報の適正な取扱いを確保する責務がある旨規定されている。個人情報保護条例第29条から第35条までの事業者における個人情報の適切な取扱いについてを定めた箇所は、当該責務を具体化した部分である。よって、これは個人情報保護法の規定に反するものではなく、無効なものではない。

したがって、そもそも、実施機関がそのような文書の作成等を行い、保有していることは考えられないため、異議申立人が公開を求める文書を保有していないという実施機関の主張に不合理な点はない。また、これを覆し、異議申立人の主張する公文書の存在を推認させるような特段の事情も認められない。

よって、これらの公文書については不存在であると考えることが相当である。

3 結 論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

参考

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成24年11月7日	諮問書の受理
平成24年11月12日	実施機関の理由説明書の受理
平成24年12月5日	異議申立人の意見書の受理
平成24年12月27日	第1回審査会
平成25年1月29日	第2回審査会
平成25年2月20日	答 申